基安発 0529 第１号
令和５年５月 29 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局
安　全　衛　生　部　長
（　公　印　省　略　）

令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策については、令和５年３月３日付け基安発 0303 第１号「令和５年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について」により指示したところである。今般、別添１「令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめるとともに、別添２により、「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱を改正し、関係団体に別添３のとおり周知したので、了知されたい。

令和４年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

1　職場における熱中症による死傷者数の状況（2013～2022 年）

職場での熱中症による死亡者及び休業４日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、令和４年（2022 年）に 827 人となった。うち死亡者数は 30 人となっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2013 年～2022 年）　（人）

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
530 (30)	423 (12)	464 (29)	462 (12)	544 (14)	1, 178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)

※（　）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

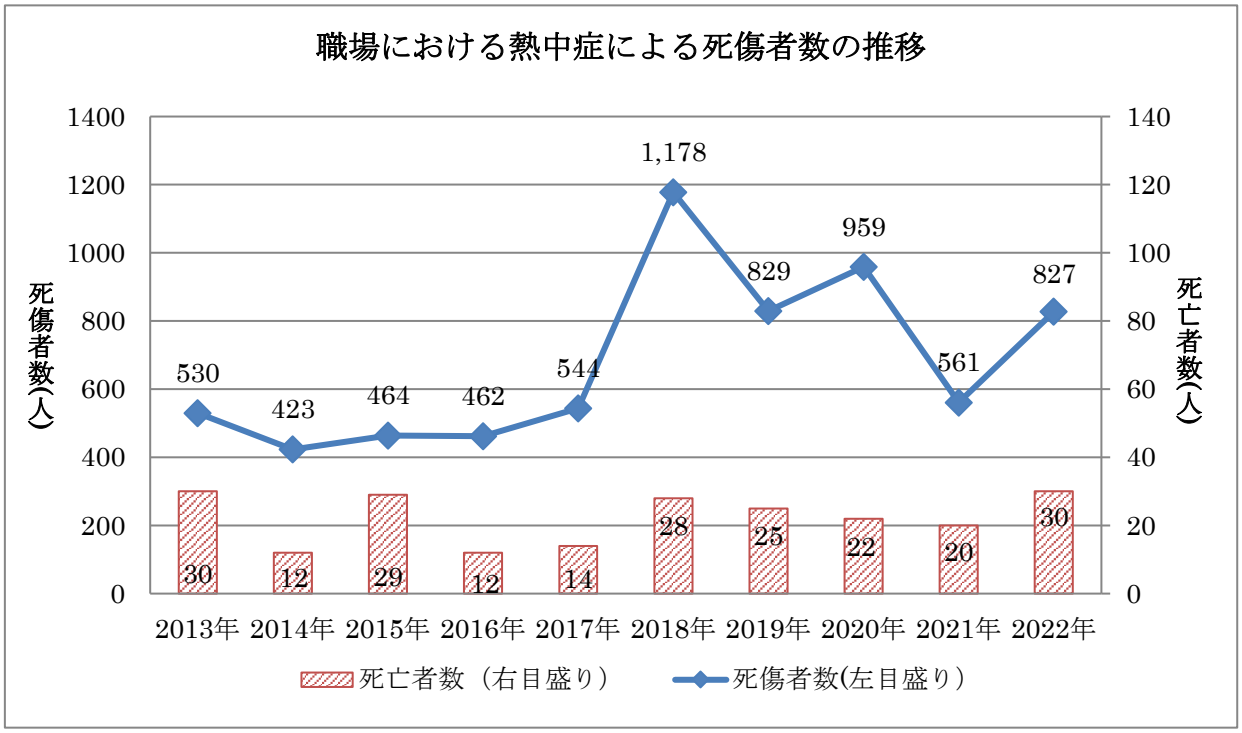

2　業種別発生状況（2018～2022 年）

2018 年以降の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業、次いで製造業で多く発生していた。

2022 年の死亡災害については、建設業において 14 件と最も多く発生していた。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2018～2022 年）　（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
2018 年	239 (10)	221 (5)	168 (4)	110 (3)	118 (2)	81 (0)	32 (1)	5 (0)	204 (3)	1, 178 (28)
2019 年	153 (10)	184 (4)	110 (2)	73 (4)	87 (1)	61 (0)	19 (0)	7 (0)	135 (4)	829 (25)
2020 年	215 (7)	199 (6)	137 (0)	82 (1)	78 (2)	61 (4)	14 (1)	7 (0)	166 (1)	959 (22)
2021 年	130 (11)	87 (2)	61 (1)	68 (1)	63 (3)	31 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	561 (20)
2022 年	179 (14)	145 (2)	129 (1)	91 (6)	82 (2)	58 (2)	21 (2)	6 (0)	116 (1)	827 (30)
計	916 (52)	836 (19)	605 (8)	424 (15)	428 (10)	292 (6)	100 (6)	32 (0)	721 (9)	4, 354 (125)

※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

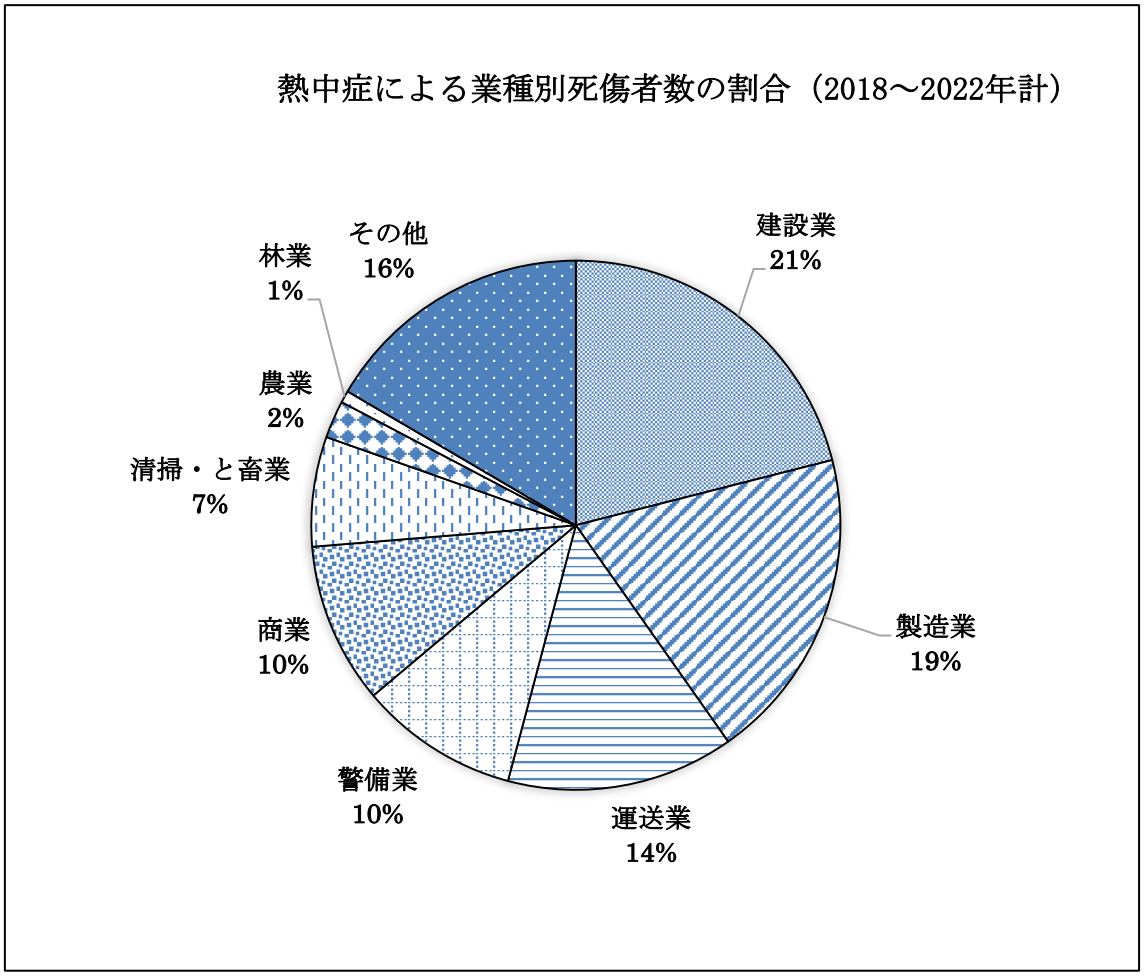
熱中症による業種別死傷者数の割合（2018～2022年計）
建設業
21%
製造業
19%
運送業
14%
警備業
10%
商業
10%
清掃・と畜業
7%
農業
2%
林業
1%
その他
16%

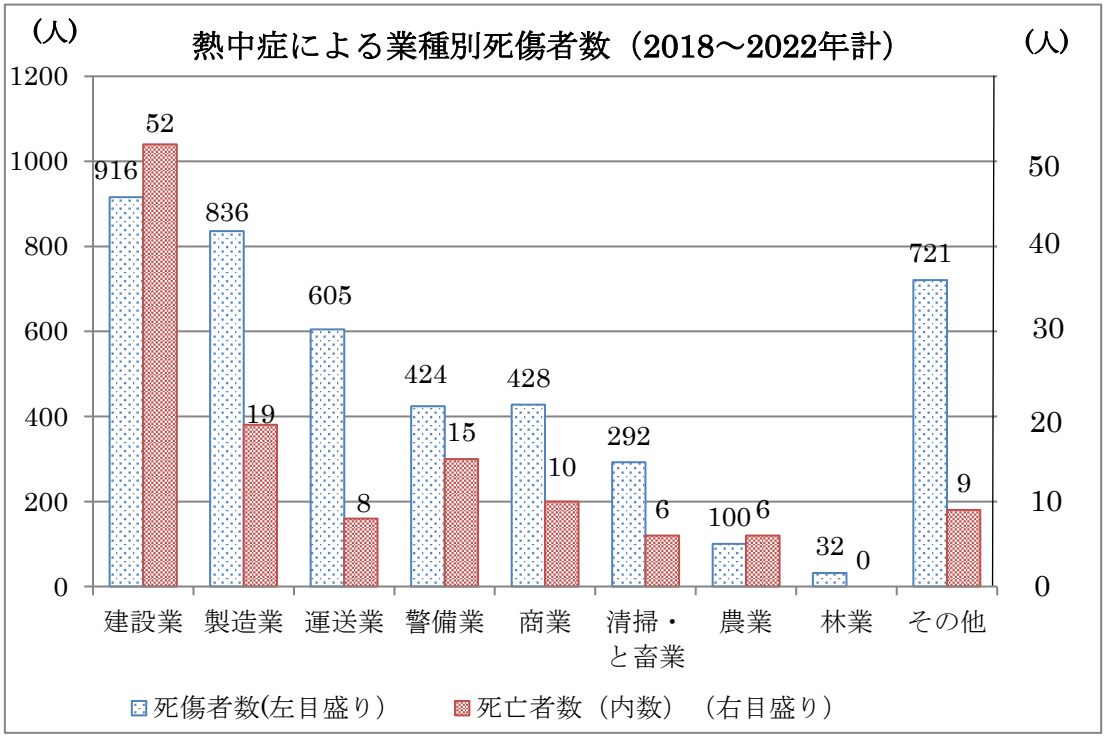
熱中症による業種別死傷者数（2018～2022年計）
(人)
(人)
1200
1000
800
600
400
200
0
50
40
30
20
10
0
916
52
836
19
605
8
424
15
428
10
292
6
100
6
32
0
721
9
建設業
製造業
運送業
警備業
商業
清掃・と畜業
農業
林業
その他
死傷者数(左目盛り)
死亡者数（内数）（右目盛り）

３　月・時間帯別発生状況（2018～2022 年）

（１）月別発生状況

2018 年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の８割以上が７月及び８月に発生していた。

熱中症による死傷者数の月別の状況（2018～2022 年）　　（人）

	５月以前	６月	７月	８月	９月	10 月以降	計
2018 年	19 (0)	60 (2)	697 (17)	366 (8)	31 (1)	5 (0)	1,178 (28)
2019 年	30 (0)	45 (1)	177 (5)	472 (15)	97 (3)	8 (1)	829 (25)
2020 年	18 (1)	85 (0)	115 (4)	651 (16)	84 (1)	6 (0)	959 (22)
2021 年	11 (1)	41 (0)	213 (7)	269 (12)	20 (0)	7 (0)	561 (20)
2022 年	16 (0)	184 (10)	291 (9)	280 (10)	46 (1)	10 (0)	827 (30)
計	94 (2)	415 (13)	1,493 (42)	2,038 (61)	278 (6)	36 (1)	4,354 (125)

※　５月以前は１月から５月まで、10 月以降は 10 月から 12 月までを指す。
※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

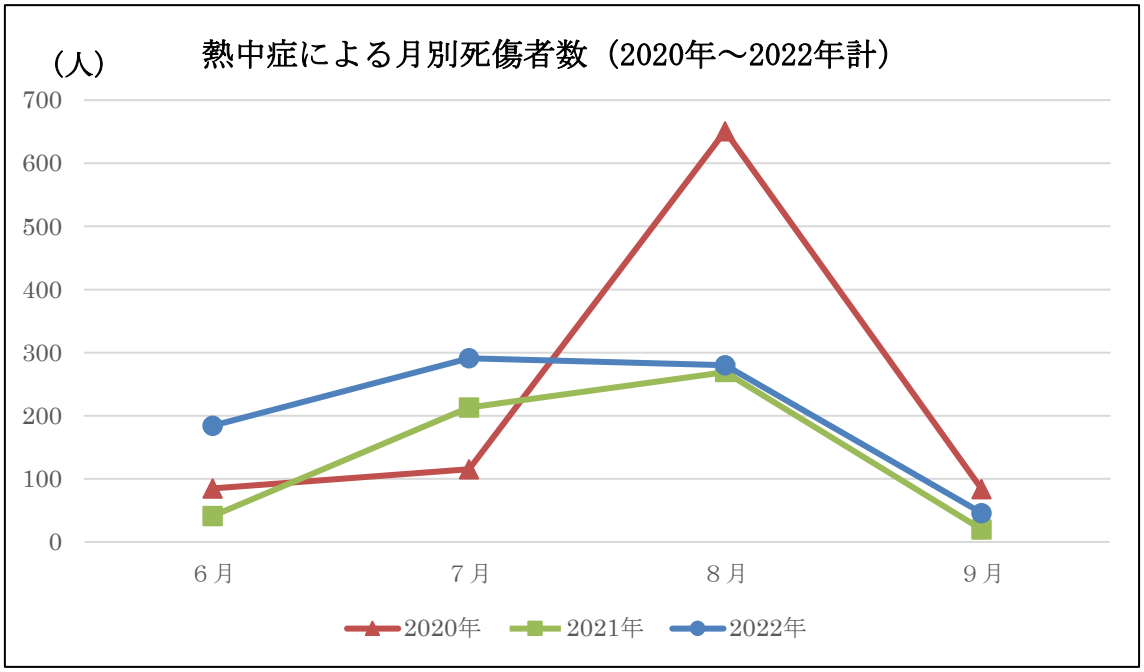
熱中症による月別死傷者数（2020年～2022年計）
（人）
700
600
500
400
300
200
100
0
6月
7月
8月
9月
2020年
2021年
2022年

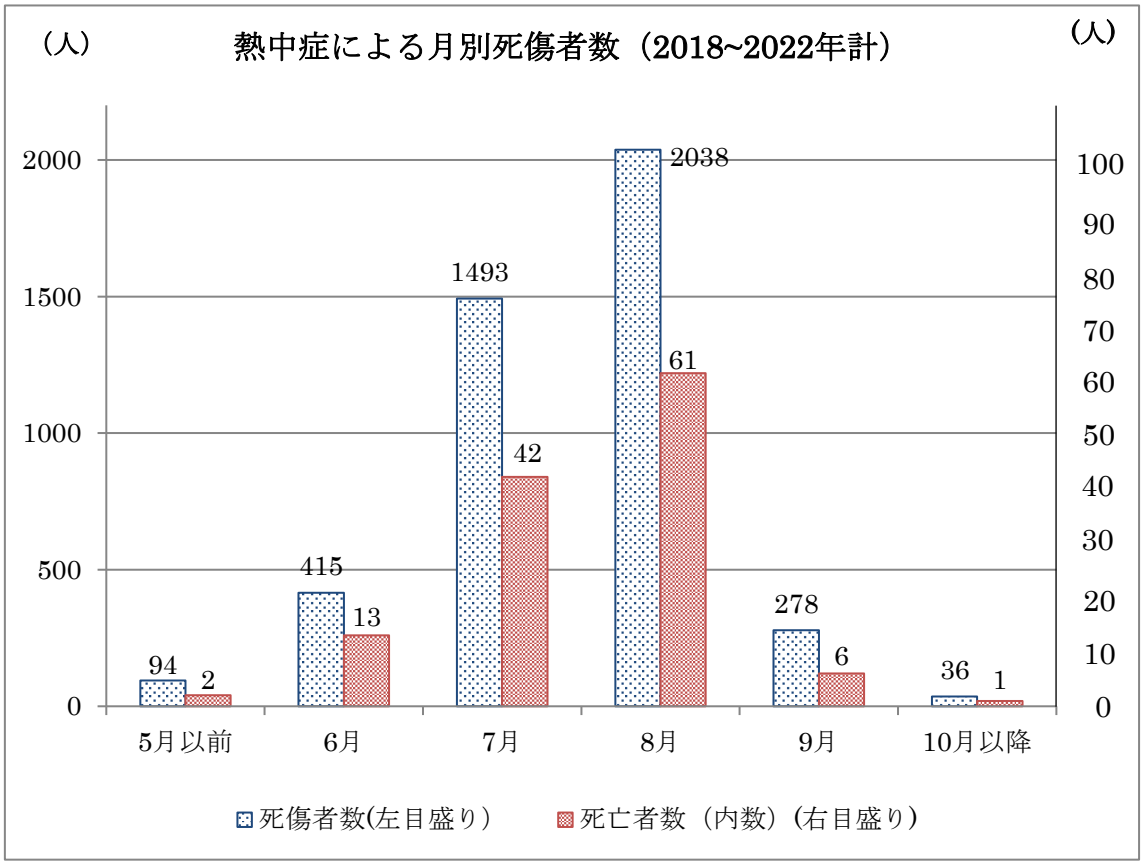
熱中症による月別死傷者数（2018~2022年計）
（人）
（人）
2000
1500
1000
500
0
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
94
2
415
13
1493
42
2038
61
278
6
36
1
5月以前
6月
7月
8月
9月
10月以降
死傷者数(左目盛り)
死亡者数（内数）(右目盛り)

（２）時間帯別発生状況（2018～2022 年）

2018 年以降の時間帯別の死傷者数をみると、15 時台が最も多く、次いで 14 時台が多くなっていた。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見された。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（2018～2022 年）　（人）

	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
2018 年	114 (5)	103 (1)	124 (1)	80 (4)	79 (1)	155 (4)	154 (4)	141 (6)	82 (0)	146 (2)	1, 178 (28)
2019 年	92 (1)	69 (3)	93 (2)	56 (1)	75 (4)	109 (6)	114 (3)	94 (0)	55 (3)	72 (2)	829 (25)
2020 年	104 (2)	102 (3)	119 (0)	86 (3)	73 (4)	116 (3)	124 (2)	92 (4)	61 (0)	82 (1)	959 (22)
2021 年	48 (0)	56 (1)	74 (3)	53 (4)	47 (3)	63 (3)	73 (0)	61 (3)	38 (3)	48 (0)	561 (20)
2022 年	100 (1)	78 (3)	87 (1)	53 (3)	74 (2)	115 (3)	106 (6)	92 (2)	55 (5)	67 (4)	827 (30)
計	458 (9)	408 (11)	497 (7)	328 (15)	348 (14)	558 (19)	571 (15)	480 (15)	291 (11)	415 (9)	4, 354 (125)

※　9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。
※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

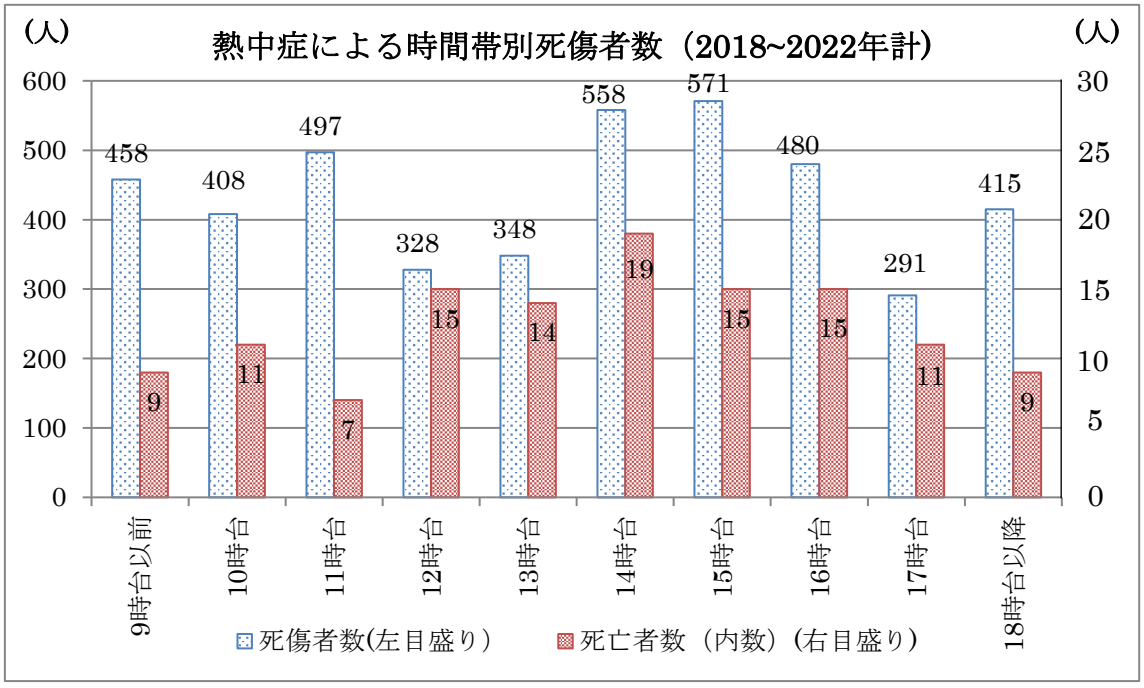

4　年齢別発生状況（2018～2022 年）

2018 年以降の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約５割が 50 歳以上となっていた。

熱中症による死傷者数の年齢別の状況（2018～2022 年）　（人）

	19 歳以下	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	計
2018 年	23 (0)	85 (1)	76 (3)	85 (0)	93 (1)	123 (3)	144 (6)	139 (2)	145 (7)	114 (0)	151 (5)	1, 178 (28)
2019 年	18 (0)	57 (0)	53 (1)	55 (2)	58 (0)	79 (3)	117 (9)	98 (3)	111 (3)	69 (1)	114 (3)	829 (25)
2020 年	24 (0)	54 (0)	51 (0)	56 (1)	82 (2)	87 (5)	134 (2)	123 (4)	105 (2)	93 (3)	150 (3)	959 (22)
2021 年	12 (1)	46 (0)	25 (0)	41 (0)	36 (2)	53 (2)	69 (3)	65 (3)	70 (4)	58 (1)	86 (4)	561 (20)
2022 年	10 (0)	39 (2)	72 (1)	62 (3)	69 (1)	72 (1)	103 (5)	93 (3)	94 (4)	87 (3)	126 (7)	827 (30)
計	87 (1)	281 (3)	277 (5)	299 (6)	338 (6)	414 (14)	567 (25)	518 (15)	525 (20)	421 (8)	627 (22)	4, 354 (125)

※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

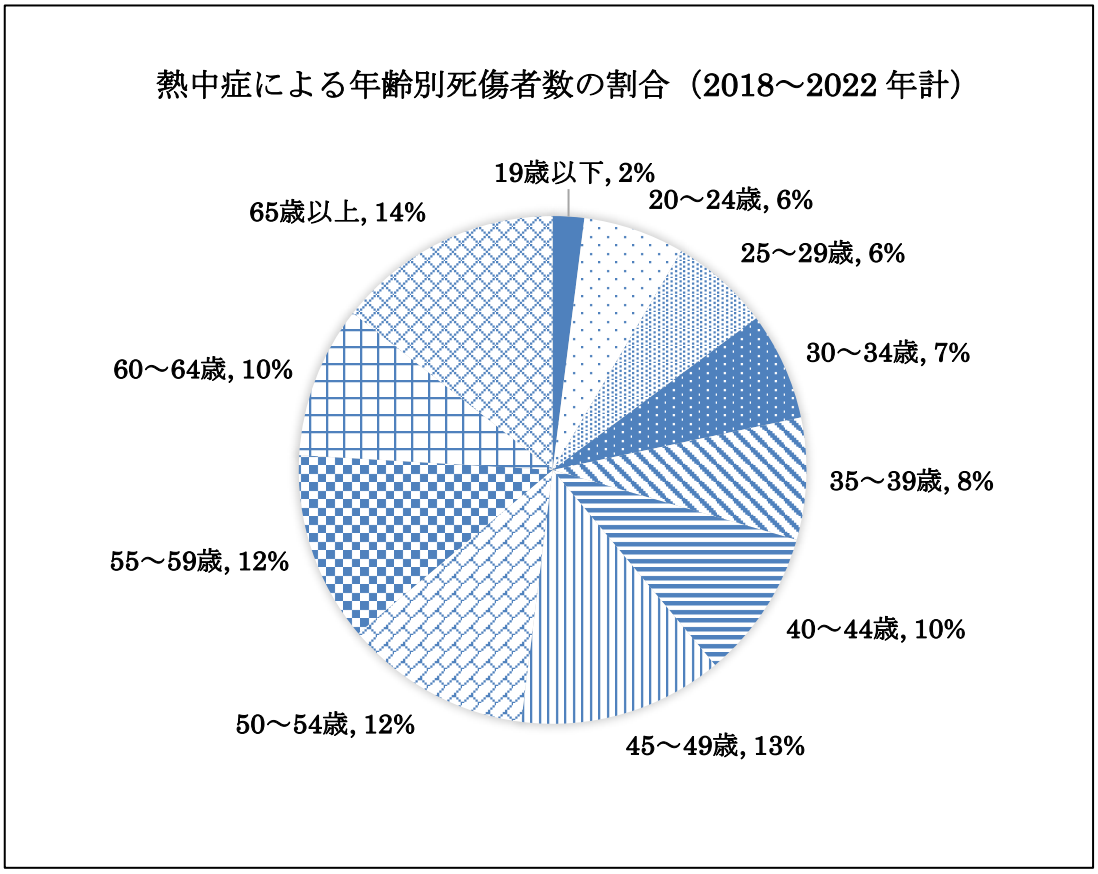

５　2022 年の熱中症による死亡災害の事例

【死亡災害全体の概要】

・総数は 30 件で、被災者はすべて男性であった。

・暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例が 25 件あった。

・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が 26 件あった。

・発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかった事例が 28 件あった。

【事案の詳細】

番号	月	業種	年代	気温（注 1）	暑さ指数（WBGT）（注 2）	事案の概要
1	6	農業	50 歳代	25.1℃	23.3℃	被災者は 6 時 30 分頃からコンバインの修理を行い、13 時頃修理終了後に社用車で移動して事業場所有の圃場の見回り作業を行った。その後翌日 18 時頃まで社用車が停まっていたため、不審に思った周辺住民が通報したところ、社有車内で死亡しているのが確認された。
2	6	その他の土木工事業	40 歳代	34.4℃	27.4℃	被災者は出張作業（午前中は移動し、昼から通気性の悪い服装で清掃業務を行っていた）からの移動中、17 時頃気分が悪くなったため、一旦停車したが、意識がなくなり緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
3	6	木造家屋建築工事業	60 歳代	35.5℃	不明	被災者は 8 時から木造２階建家屋新築工事現場で壁面の左官作業を行っていた。12 時から昼休憩をとり、その最中に行方不明となり、15 時頃離れた場所で倒れているところを発見され、その場で死亡が確認された。
4	6	ビルメンテナンス業	60 歳代	33.8℃	30.0℃	被災者は 8 時から請負先事業場で敷地内 10 箇所をトラックで回ってゴミを回収し、敷地内の最終集積場まで運ぶ業務を行っていた。13 時頃から３回目の集積業務を行っていたところ、15 時頃に衝突事故を起こし、車内で動けなくなっている被災者が緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

5	6	道路建設工事業	40歳代	34.2℃	31.5℃	被災者は事業場内で午前中は清掃等片付け作業を行い、午後からセメント袋の整理作業を行っていた。15時頃整理作業中にセメント袋を落とし、倒れ込んだ後嘔吐したため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
6	6	警備業	60歳代	28.0℃	24.6℃	被災者は8時から団地の巡回警備業務を行っていた。22時頃に5回目の警備巡回中に意識を失い、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
7	6	その他の建築工事業	20歳代	31.7℃	不明	被災者は9時頃から住宅の外壁塗装工事現場において、解体した足場の運搬作業を行っていた。10時40分頃作業終了し、10時50分頃次の現場への移動途中で意識が混濁し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
8	6	道路建設工事業	50歳代	33.4℃	31.2℃	被災者は8時頃から歩道脇に防草コンクリートブロックの設置作業を開始し、10時前に休憩した後、10時頃めまいの症状を訴え、事務所で休んでいたところ、容態が悪化し、10時40分頃意識不明となり、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
9	6	その他の建築工事業	60歳代	33.2℃	不明	被災者は9時頃から個人住宅の外構工事においてコンクリート打設作業終了を行った。12時30分頃片付け業務を行っていたが、様子が変だったため、昼休憩と合わせて休むよう指示された。14時20分頃まで休憩している姿が確認されたが、数分目を離したら被災者が意識を失っており、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
10	6	警備業	60歳代	35.5℃	32.7℃	被災者は9時頃木造家屋建築工事現場に到着し、現場で待機した後、11時頃から車両の交通整理作業を行っていた。12時頃交通整理作業中に被災者が座り込んで立てなくなったため、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

11	7	その他の事業	70歳代	28.2℃	26.1℃	被災者は学校の警備員として18時過ぎから夜間の建物施錠管理等警備業務を行っていた。22時頃見回り中に倒れたと思われ、翌朝5時50分頃学校の入口前で出勤した学校職員が倒れている被災者を発見し、その場で死亡が確認された。
12	7	橋梁建設工事業	40歳代	34.9℃	31.3℃	被災者は8時30分から道路上の橋梁の伸縮装置の設置作業を行った。適宜休憩を取って、14時から道具の片付け作業を始めたが、14時10分頃突然意識を失い、その場で死亡が確認された。
13	7	警備業	30歳代	30.4℃	29.3℃	被災者は9時からケーブル配線切替工事で交通誘導業務を行っていた。14時頃休憩の際に小型自動二輪車に乗って現場を離れたところ、転倒して意識不明となり、緊急搬送されたが、熱中症による多臓器不全により搬送先の病院で死亡した。
14	7	クリーニング業	40歳代	40.0℃	36.3℃	被災者は8時30分から派遣先のクリーニング工場において、寝具の仕分け作業に従事していた。17時頃被災者の意識が朦朧となり、その場でひざまずいたため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
15	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	40歳代	33.6℃	不明	被災者は午前中に同僚と機械のメンテナンス作業後、13時頃から一人でRC造２階建家屋の新築工事現場において、IHヒーターの取り付け工事を行っていた。16時30分頃体調不良を感じ、屋外で休憩していたところ、すぐに意識を失い緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
16	7	警備業	60歳代	25.6℃	26.0℃	被災者は9時頃から学校の外壁その他長寿命化工事で工事車両の誘導警備を行っていた。11時30分から休憩し、13時頃代理人が被災者の様子を確認しようとした際に自家用車の脇に横たわっている姿で発見され、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

17	7	その他の建設業	20歳代	29.5℃	28℃～29℃	被災者は8時30分から太陽光パネル設置工事で太陽光パネルの取り付け作業を行っていた。10時45分頃体調不良を訴え、自家用車でクーラーをかけて休んでいたが、11時頃自家用車の脇に座り込んでいるのを発見され、しばらく錯乱状態が続いていた。11時45分頃被災者を現場事務所へ連れて行ったが、12時頃容体がさらに悪くなり、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
18	7	土地整理土木工事業	20歳代	27.1℃	28.4℃	被災者は8時頃ほ場整理工事現場でほ場にある岩石を拾い集める除礫作業を行っていた。11時頃休憩を取り、休憩後に業務を再開しようとしたところ、ふらついたため、車内で保冷剤を当てて様子を見ていたが、11時15分頃被災者が痙攣したため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
19	8	その他の木材・木製品製造業	50歳代	36.2℃	31.0℃	被災者は13時から倉庫内で木製の建材を鋼製の棚から人力で引き抜く作業を行っていたところ、17時頃に体調不良を訴え、一人で休んでいたが、18時30分頃に過呼吸を引き起こし、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
20	8	土地整理土木工事業	70歳代	33.1℃	不明	被災者は7時30分から一人でかまを使って草刈り作業を行っていた。13時10分頃様子を見に行ったところ姿が見当たらず、15時30分頃に探しても姿が見当たらず、18時20分頃倒れている状態で発見され、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
21	8	警備業	40歳代	36.4℃	32.0℃	被災者は9時からガス管敷設工事現場で交通誘導作業を行っていたが、15時頃に体調不良を訴え休んでいたところ、数分後に倒れ込み、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
22	8	ビルメンテナンス業	50歳代	35.2℃	32.9℃	被災者は9時頃から学校内の廊下及び内部階段の床にワックス塗布作業を行った。14時30分頃作業中に体調不良を訴え、一度休憩を挟み15時40分頃作業を再開した。16時頃作業終了後徒歩で移動中に倒れ、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

23	8	農業	60歳代	36.4℃	31.4℃	被災者は5時頃からスイカ畑でスイカ畑に設置された金属製のフレームからパッカーと呼ばれる器具をはずす作業を行っていた。適宜休憩をとっていたが、12時30分頃意識を失った状態で発見され、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
24	8	燃料小売業	50歳代	34.4℃	不明	被災者は8時頃からガソリンスタンドで給油等来客対応を行い、13時過ぎから昼休憩を取った後、14時頃から来客対応に加えて洗濯作業を始めた。15時30分頃ガソリンスタンド内の倉庫にて、洗濯物をハンガーに掛けていたところ、倒れたため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
25	8	河川土木工事業	30歳代	33.0℃	不明	被災者は9時から足場の組み立て作業のために足場資材の運搬作業を行っていた。15時頃気分が悪くなったため、車内で休ませていたところ、15時30分頃容態が悪化し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
26	8	警備業	60歳代	33.7℃	30.0℃	被災者は8時30分からマンション新築工事現場で車両の誘導業務を行っていた。16時30分頃急に現場を離れる姿を確認された。被災者が戻ってこなかったため17時頃に被災者に連絡したところ、付近で倒れていたため、緊急搬送されており、搬送先の病院で死亡した。
27	8	その他の土木工事業	50歳代	27.8℃	30.3℃	被災者は8時30分から同僚と二人で畦畔にて草刈り作業を行っていた。10時に休憩し、休憩後11時頃に草刈り機が不調で同僚が交換するため、外している間に被災者は畦畔で倒れたが、発見が遅れ、その場で死亡が確認された。
28	8	一般運送業 貨物自動車運送業	50歳代	30.7℃	不明	被災者が8時頃から派遣先事業場において、野菜の洗浄作業を行っていた。11時頃に体調不良を訴え、すぐに病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

29	7	その他の卸売業	30歳代	23.2℃	不明	被災者は14時頃からビニールハウス内の遮光カーテン開閉用のワイヤ交換作業を行っていた。17時頃に倒れている状態の被災者を見つけ、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
30	9	その他の土木工事業	30歳代	31℃	27.8℃	被災者は入職から日が浅く、被災当日は資材運び等のわずかに軽作業を行い、他の作業を見学していた。16時45分頃に被災者の体調が悪そうだったため、帰宅を促し、17時15分頃に駐車場で痙攣している姿で発見された。その後、緊急搬送され、搬送先で数日処置を施したが、死亡した。

（注１）現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

（注２）調査時において現場での暑さ指数（WBGT）が不明な事例には、環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所における暑さ指数（WBGT）を参考値として活用している場合がある。

別添２

令和５年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱

令和５年３月３日制定
令和５年５月 29 日改訂

１　趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年１年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業４日以上の死傷者 827 人、うち死亡者は 30 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 179 件、製造業 145 件となっており、全体の約４割がこれら２つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和３年４月 20 日付け基発 0420 第３号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することなど、重点的な対策の徹底を図る。

２　期間

令和５年５月１日から９月 30 日までとする。

なお、令和５年４月を準備期間とし、令和５年７月を重点取組期間とする。

３　主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4　協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5　後援

農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁

6　主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7　主唱者の実施事項

（1）厚生労働省の実施事項

ア　熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布

イ　熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ　各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ　都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ　その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

（2）各労働災害防止協会等の実施事項

ア　会員事業場等への周知啓発

イ　事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ　熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ　熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ　その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8　協賛者の実施事項

（1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たしたWBGT指数計の普及促進

（2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9　各事業場における重点実施事項

期間中に「10　各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

（1）準備期間中

暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10の（1）のア）

作業計画の策定等（10の（1）のイ）

緊急時の対応の事前確認等（10の（1）のク）

（２）キャンペーン期間中

暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10 の（２）のア及びイ）

作業環境管理（10 の（２）のウ）

作業管理（10 の（２）のエ）

健康管理（10 の（２）のオ）

異常時の措置（10 の（２）のキ）

（３）重点取組期間中

作業環境管理（10 の（３）のア）

作業管理（10 の（３）のイ）

異常時の措置（10 の（３）のオ）

10　各事業場における詳細な実施事項

（１）準備期間中に実施すべき事項

ア　暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ　作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表１）を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ　設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ　休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応につい

ても検討する。

オ　服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮すること。

カ　教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ　労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク　緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

（２）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア　暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合したWBGT指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考

値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト　https://www.wbgt.env.go.jp/

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ　暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表２により衣類の補正をしたもの）は、別紙表１の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

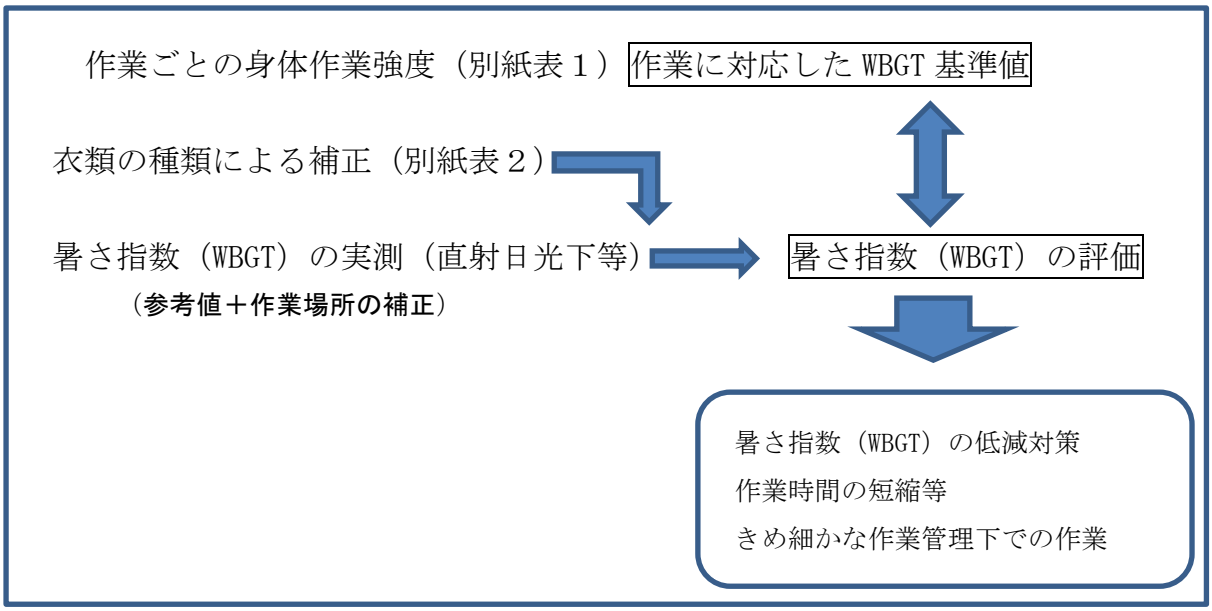

図　暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ　作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（１）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりに

しないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ　作業管理

（ア）作業時間の短縮等

（１）のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数（WBGT）が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

①　単独作業を控え、（１）のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。

②　管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

（イ）暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、７日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると４日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

暑熱順化ができていない場合には、特に（２）のエの（ア）に留意の上、作業を行う。

（ウ）水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

（エ）服装等

（１）のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

（オ）　プレクーリング

暑さ指数（WBGT）が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行

われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ　健康管理

（ア）健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

（イ）日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

（ウ）労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後１週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から４日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

（エ）作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ　労働衛生教育

（１）のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表４に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ　異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行

ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

ク　熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

（ア）作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値の有無を確認すること。

（イ）ウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減対策の実施状況を確認すること。

（ウ）入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。

（エ）朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。

（オ）作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握と結果の評価を行うこと。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。

（カ）職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

（キ）退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起すること。

（３）重点取組期間中に実施すべき事項

ア　作業環境管理

（２）のウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ　作業管理

（ア）期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

（イ）水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ　健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ　労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ　異常時の措置

（２）のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認

しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

別紙

表１　身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値　℃	暑熱非順化者の WBGT 基準値　℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)；腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。 立位でドリル作業(小さい部品)；フライス盤(小さい部品)；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業［くぎ(釘)打ち、盛土］；腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)；軽量な荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの(斧)を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注１　日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注２　暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも１週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注３（参考）休憩時間の目安※：暑熱順化した作業者において、WBGT 基準値～１℃程度超過しているときには１時間当たり 15 分以上の休憩、２℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、３℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

表２　衣類の組合せにより暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値（℃-WBGT）

組合せ	コメント	暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値（℃-WBGT）
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	―	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正値に加算される。	+1

注記１　透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正値は起こりうる最も高い値を示す。

注記２　SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの３層構造からなる不織布である。

注記３　ポリオレフィンは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表３　熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	３０分
(2)	熱中症の予防方法*	・暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例	１５０分
(3)	緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	１５分
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例	１５分

注　対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ 15 分、75 分に短縮して行うこととして差し支えない。

表４　労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・暑さ指数（WBGT）の意味 ・現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例

別添３

基安発 0529 第２号
令和５年５月 29 日

別記１の団体の長　殿

厚生労働省労働基準局
安　全　衛　生　部　長
（　公　印　省　略　）

令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策について、令和５年３月３日付け基安発 0303 第２号「令和５年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところです。今般、別添１「令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値)」を取りまとめるとともに、別添２により、「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱を改正しました。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

基安発 0529 第３号
令和５年５月 29 日

別記２の団体の長　殿

厚生労働省労働基準局
安　全　衛　生　部　長
（　公　印　省　略　）

令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策について、令和５年３月３日付け基安発 0303 第３号「令和５年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところです。今般、別添１「令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめるとともに、別添２により、「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱を改正しました。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

基安発 0529 第４号
令和５年５月 29 日

別記３の団体の長　殿

厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 長
（ 公 印 省 略 ）

令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策について、令和４年３月３日付け基安発 0303 第４号「令和５年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところです。今般、別添１「令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめるとともに、別添２により、「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱を改正しました。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

別記１

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
林業・木材製造業労働災害防止協会会長
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長
一般社団法人全国警備業協会会長

別記２

公益社団法人日本保安用品協会代表理事・会長
一般社団法人日本電気計測器工業会会長

別記３

船員災害防止協会会長
ビール酒造組合会長代表理事
一般財団法人食品産業センター会長
精糖工業会会長
日本醤油協会会長
一般社団法人日本植物油協会会長
一般社団法人日本食品機械工業会会長
一般社団法人日本乳業協会会長
協同組合日本製パン製菓機械工業会理事長
一般社団法人日本厨房工業会会長
一般社団法人日本食肉加工協会理事長
一般社団法人日本パン工業会会長
全日本パン協同組合連合会会長
全日本菓子工業協同組合連合会理事長
全国菓子工業組合連合会理事長
全国飴菓子工業協同組合理事長
全国製麺協同組合連合会会長
一般社団法人日本かまぼこ協会代表理事会長
全国水産加工業協同組合連合会代表理事会長
全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
全国漁業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人カメラ映像機器工業会代表理事会長
一般社団法人セメント協会会長
せんい強化セメント板協会会長
ロックウール工業会理事長
塩ビ工業・環境協会会長
化成品工業協会会長
写真感光材料工業会会長
製粉協会会長
石灰石鉱業協会会長
一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会会長
全国生コンクリート工業組合連合会会長
全国素材生産業協同組合連合会会長
全国段ボール工業組合連合会理事長
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長
全日本紙製品工業組合会長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長
電線工業経営者連盟理事長

一般社団法人ＪＡＴＩ協会会長
一般社団法人日本アルミニウム協会会長
一般社団法人日本ガス協会会長
日本ＬＰガス協会会長
一般社団法人全国ＬＰガス協会会長
電気事業連合会会長
一般社団法人日本電気協会会長
一般社団法人日本動力協会会長
一般社団法人日本原子力産業協会会長
日本フェロアロイ協会会長
日本プラスチック工業連盟会長
一般社団法人日本ベアリング工業会会長
一般社団法人日本ロボット工業会会長
一般社団法人日本印刷産業連合会会長
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長
日本火薬工業会会長
公益社団法人全国火薬類保安協会会長
一般社団法人日本機械工業連合会会長
日本機械輸出組合理事長
一般社団法人日本金属プレス工業協会会長
一般社団法人日本建設機械工業会会長
日本光学工業協会会長
一般社団法人日本工作機械工業会会長
一般社団法人日本産業・医療ガス協会会長・代表理事
一般社団法人日本産業機械工業会会長
日本酸化チタン工業会会長
一般社団法人日本自動車会議所会長
一般社団法人日本自動車工業会会長
一般社団法人日本自動車車体工業会会長
一般社団法人日本自動車部品工業会会長
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会会長
一般社団法人日本伸銅協会会長
日本製紙連合会会長
日本船舶輸出組合理事長
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長
一般社団法人日本造船工業会会長
一般社団法人日本鍛圧機械工業会代表理事会長
一般社団法人日本鍛造協会会長
一般社団法人日本中小型造船工業会会長
一般社団法人日本鋳造協会会長

一般社団法人全国鐵構工業協会会長
一般社団法人日本鋳鍛鋼会会長
普通鋼電炉工業会会長
一般社団法人日本ダイカスト協会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長
一般社団法人日本溶接協会会長
一般社団法人日本鉄道車輌工業会会長
一般社団法人日本電機工業会会長
一般社団法人日本照明工業会会長
一般社団法人日本電線工業会会長
一般財団法人日本陶業連盟理事長
一般社団法人日本皮革産業連合会会長
日本紡績協会会長
日本麻紡績協会会長
板硝子協会会長
石油化学工業協会会長
石油鉱業連盟会長
公益社団法人東京医薬品工業協会会長
一般社団法人日本ゴム工業会会長
日本ソーダ工業会会長
一般社団法人日本化学工業協会会長
日本化学繊維協会会長
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター会長
日本化粧品工業連合会会長
日本製薬工業協会会長
日本製薬団体連合会会長
日本石鹸洗剤工業会会長
一般社団法人日本塗料工業会会長
日本肥料アンモニア協会会長
一般社団法人日本芳香族工業会会長
日本無機薬品協会会長
硫酸協会会長
日本鉱業協会会長
一般社団法人日本砂利協会会長
一般社団法人日本砕石協会会長
一般社団法人日本新聞協会会長
公益社団法人日本専門新聞協会理事長
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長
全国造船安全衛生対策推進本部本部長
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
一般社団法人プレハブ建築協会会長

一般社団法人仮設工業会会長
一般社団法人海外建設協会会長
一般財団法人建設業振興基金理事長
公益財団法人建設業福祉共済団理事長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
一般社団法人合板仮設材安全技術協会会長
一般社団法人全国クレーン建設業協会会長
一般社団法人鉄骨建設業協会会長
全国仮設安全事業協同組合理事長
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
全国管工事業協同組合連合会会長
一般社団法人全国基礎工事業団体連合会会長
一般社団法人日本基礎建設協会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
全国建設業協同組合連合会会長
一般社団法人全国建設業労災互助会会長
一般社団法人全国建設産業団体連合会会長
一般社団法人全国森林土木建設業協会会長
一般社団法人全国測量設計業協会連合会会長
公益社団法人日本測量協会会長
一般社団法人全国中小建設業協会会長
一般社団法人送電線建設技術研究会理事長
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会会長
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
一般社団法人日本橋梁建設協会会長
一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長
一般社団法人日本建設機械施工協会会長
一般社団法人日本建設業経営協会会長
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長
一般社団法人日本型枠工事業協会会長
一般社団法人日本左官業組合連合会会長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長
一般社団法人日本造園建設業協会会長
一般社団法人日本造園組合連合会理事長
一般社団法人日本電設工業協会会長
一般社団法人日本塗装工業会会長
一般社団法人日本道路建設業協会会長
公益社団法人日本推進技術協会会長
一般社団法人日本鳶工業連合会会長
一般社団法人日本埋立浚渫協会会長

一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会会長
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長
公益社団法人全国産業資源循環連合会会長
公益社団法人全国都市清掃会議会長
一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協会会長
一般社団法人日本くん蒸技術協会会長
公益社団法人日本洗浄技能開発協会理事長
全国森林組合連合会代表理事会長
一般社団法人全国農業協同組合中央会代表理事会長
全国農業協同組合連合会会長
一般社団法人全国木材組合連合会会長
一般社団法人日本林業協会会長
一般社団法人林業機械化協会会長
一般社団法人大日本水産会会長
石油連盟会長
一般財団法人カーボンフロンティア機構会長
全国製紙原料商工組合連合会理事長
一般社団法人全国ガラス外装クリーニング協会連合会会長
一般社団法人日本 BPO 協会会長
一般社団法人日本人材派遣協会会長
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国商工会連合会会長
全国中小企業団体中央会会長
ＪＡＭ執行委員長
独立行政法人労働者健康安全機構理事長
一般社団法人日本ボイラ協会会長
一般社団法人日本クレーン協会会長
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長
公益財団法人安全衛生技術試験協会理事長
公益社団法人産業安全技術協会会長
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長
一般社団法人全国登録教習機関協会会長
一般財団法人全日本交通安全協会会長
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
公益財団法人産業医学振興財団理事長
学校法人産業医科大学理事長
公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長
公益社団法人日本産業衛生学会理事長
公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
公益財団法人介護労働安定センター会長

全国専修学校各種学校総連合会会長
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会会長
建設労務安全研究会理事長
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会会長
公益社団法人日本医師会会長
公益社団法人日本海難防止協会会長
一般社団法人日本港湾福利厚生協会会長
一般社団法人日本在外企業協会会長
公益社団法人日本作業環境測定協会会長
公益社団法人日本歯科医師会会長
一般社団法人日本船主協会会長
公益財団法人海上保安協会会長
全国社会保険労務士会連合会会長
東京都家具商業組合理事長
独立行政法人都市再生機構理事長
公益財団法人日本消防協会会長
日本生活協同組合連合会代表理事会長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長
東日本高速道路株式会社代表取締役社長
中日本高速道路株式会社代表取締役社長 CEO
西日本高速道路株式会社代表取締役社長
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
阪神高速道路株式会社代表取締役社長
本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長
独立行政法人水資源機構理事長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター所長
一般社団法人日本林業経営者協会会長
全国木材チップ工業連合会会長
一般社団法人日本工業炉協会会長
日本高温断熱ウール工業会会長
アクリル酸エステル工業会会長
ＥＣＰ協会会長
一般財団法人ＦＡ財団理事長
一般財団法人エンジニアリング協会理事長
一般財団法人化学物質評価研究機構理事長
一般財団法人首都高速道路協会理事長
一般財団法人製造科学技術センター理事長
一般財団法人先端加工機械技術振興協会理事長
一般財団法人大日本蚕糸会会頭
一般財団法人日本カメラ財団理事長

一般財団法人日本軸受検査協会代表理事
一般財団法人日本船舶技術研究協会会長
一般財団法人日本皮革研究所理事長
一般財団法人日本溶接技術センター理事長
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター理事長
一般財団法人マイクロマシンセンター理事長
一般社団法人アルコール協会会長
一般社団法人海洋水産システム協会会長
一般社団法人家庭電気文化会会長
一般社団法人火力原子力発電技術協会会長
一般社団法人強化プラスチック協会会長
一般社団法人軽仮設リース業協会会長
一般社団法人軽金属製品協会会長
一般社団法人コンクリートパイル・ポール協会会長
一般社団法人色材協会会長
一般社団法人自転車協会理事長
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会会長
一般社団法人潤滑油協会会長
一般社団法人新金属協会会長
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長
一般社団法人全国石油協会会長
一般社団法人全国中小貿易業連盟理事長
一般社団法人全国防水工事業協会会長
一般社団法人全国木質セメント板工業会理事長
一般社団法人全日本建築士会会長
一般社団法人全日本航空事業連合会会長
一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会理事長
一般社団法人ソーラーシステム振興協会会長
一般社団法人電気協同研究会会長
一般社団法人電気設備学会会長
一般社団法人電気通信協会会長
一般社団法人電子情報技術産業協会会長
一般社団法人電池工業会会長
一般社団法人電力土木技術協会会長
一般社団法人日本アスファルト合材協会会長
一般社団法人日本アスファルト乳剤協会会長
一般社団法人日本アミューズメント産業協会会長
一般社団法人日本アルミニウム合金協会会長
一般社団法人日本医療機器工業会理事長
一般社団法人日本医療機器産業連合会会長
一般社団法人日本医療法人協会会長

一般社団法人日本印刷産業機械工業会会長
一般社団法人日本エアゾール協会会長
一般社団法人日本エルピーガスプラント協会会長
一般社団法人日本エレベーター協会会長
一般社団法人日本オーディオ協会会長
一般社団法人日本陸用内燃機関協会会長
一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会会長
一般社団法人日本音響材料協会理事長
一般社団法人日本科学機器協会会長
一般社団法人日本化学品輸出入協会会長
一般社団法人日本画像医療システム工業会会長
一般社団法人日本金型工業会会長
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長
一般社団法人日本硝子製品工業会会長
一般社団法人日本機械設計工業会会長
一般社団法人日本機械土工協会会長
一般社団法人日本絹人繊織物工業会会長
一般社団法人日本金属屋根協会会長
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会会長
一般社団法人日本計量機器工業連合会会長
一般社団法人日本毛皮協会理事長
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会会長
一般社団法人日本建設機械レンタル協会会長
一般社団法人日本建築材料協会会長
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会会長
一般社団法人日本建築板金協会会長
一般社団法人日本港運協会会長
一般社団法人日本航空宇宙工業会会長
一般社団法人日本工作機器工業会会長
一般社団法人日本合成樹脂技術協会会長
一般社団法人日本コミュニティーガス協会会長
一般社団法人日本サッシ協会理事長
一般社団法人日本産業車両協会会長
一般社団法人日本自動車機械器具工業会理事長
一般社団法人日本自動車機械工具協会会長
一般社団法人日本自動車タイヤ協会会長
一般社団法人日本自動認識システム協会会長
一般社団法人日本自動販売システム機械工業会会長
一般社団法人日本試薬協会会長
一般社団法人日本写真映像用品工業会会長
一般社団法人日本繊維機械協会会長

一般社団法人日本染色協会会長
一般社団法人日本船舶電装協会会長
一般社団法人日本倉庫協会会長
一般社団法人日本測量機器工業会会長
一般社団法人日本損害保険協会会長
一般社団法人日本大ダム会議会長
一般社団法人日本タンナーズ協会会長
一般社団法人日本チタン協会会長
一般社団法人日本中小企業団体連盟理事長
一般社団法人日本鉄塔協会会長
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会会長
一般社団法人日本電化協会理事長
一般社団法人日本電気制御機器工業会会長
一般社団法人日本電子回路工業会会長
一般社団法人日本電子デバイス産業協会会長
一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会会長
一般社団法人日本ＤＩＹ・ホームセンター協会会長
一般社団法人日本銅センター会長
一般社団法人日本時計協会会長
一般社団法人日本内燃力発電設備協会会長
一般社団法人日本ねじ工業協会会長
一般社団法人日本農業機械工業会会長
一般社団法人日本配線システム工業会会長
一般社団法人日本配電制御システム工業会会長
一般社団法人日本舶用機関整備協会会長
一般社団法人日本歯車工業会会長
一般社団法人日本ばね工業会会長
一般社団法人日本バルブ工業会会長
一般社団法人日本パレット協会会長
一般社団法人日本半導体製造装置協会会長
一般社団法人日本非破壊検査工業会理事長
一般社団法人日本表面処理機材工業会会長
一般社団法人日本ビルヂング協会連合会会長
一般社団法人日本フードサービス協会会長
一般社団法人日本フルードパワー工業会会長
一般社団法人日本分析機器工業会会長
一般社団法人日本粉体工業技術協会会長
一般社団法人日本べっ甲協会会長
一般社団法人日本防衛装備工業会会長
一般社団法人日本貿易会会長
一般社団法人日本望遠鏡工業会会長

一般社団法人日本縫製機械工業会会長
一般社団法人日本包装機械工業会会長
一般社団法人日本ホームヘルス機器協会会長
一般社団法人日本保温保冷工業協会会長
一般社団法人日本マリン事業協会会長
一般社団法人日本民営鉄道協会会長
一般社団法人日本綿花協会代表理事
一般社団法人日本木工機械工業会理事長
一般社団法人日本溶接容器工業会会長
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会理事長
一般社団法人日本猟用資材工業会会長
一般社団法人日本旅客船協会会長
一般社団法人日本臨床検査薬協会会長
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長
一般社団法人日本冷凍空調工業会会長
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会会長
一般社団法人日本綿業倶楽部理事会長
一般社団法人農業電化協会会長
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会会長
一般社団法人不動産協会理事長
一般社団法人プラスチック循環利用協会会長
印刷インキ工業連合会会長
印刷工業会会長
ウレタン原料工業会会長
ウレタンフォーム工業会会長
欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会委員長
押出発泡ポリスチレン工業会会長
可塑剤工業会会長
硝子繊維協会会長
関西化学工業協会会長
協同組合資材連理事長
クロロカーボン衛生協会会長
研削砥石工業会会長
建設廃棄物協同組合理事長
公益財団法人ＮＳＫメカトロニクス技術高度化財団理事長
公益財団法人工作機械技術振興財団代表理事
公益社団法人インテリア産業協会会長
公益社団法人自動車技術会会長
公益社団法人全日本トラック協会会長
公益社団法人全日本サイン協会会長
公益社団法人全日本不動産協会理事長

公益社団法人日本煙火協会会長
公益社団法人日本化学会　環境・安全推進委員会会長
公益社団法人日本建築家協会会長
公益社団法人日本建築士会連合会会長
公益社団法人日本歯科技工士会会長
公益社団法人日本セラミックス協会会長
公益社団法人日本電気技術者協会会長
公益社団法人日本ボウリング場協会会長
公益社団法人日本木材保存協会会長
公益社団法人有機合成化学協会会長
合成ゴム工業会会長
合成樹脂工業協会会長
高発泡ポリエチレン工業会会長
コンクリート用化学混和剤協会会長
酢ビ・ポバール工業会会長
一般社団法人触媒工業協会会長
触媒資源化協会会長
ステンレス協会会長
全国機械用刃物研磨工業協同組合理事長
全国グラビア協同組合連合会会長
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長
全国興行生活衛生同業組合連合会会長
全国自動ドア協会会長
全国醸造機器工業組合理事長
全国製菓機器商工協同組合代表理事
全国製菓厨房機器原材料協同組合理事長
全国タイヤ商工協同組合連合会会長
全国土壌改良資材協議会会長
全国トラックターミナル協会会長
全国ミシン商工業協同組合連合会理事長
全国鍍金工業組合連合会会長
全日本印刷工業組合連合会会長
全日本革靴工業協同組合連合会会長
全日本光沢化工紙協同組合連合会会長
全日本シール印刷協同組合連合会会長
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会会長
全日本製本工業組合連合会会長
全日本電気工事業工業組合連合会会長
全日本爬虫類皮革産業協同組合理事長
全日本プラスチック製品工業連合会会長
全日本木工機械商業組合理事長

ダイヤモンド工業協会会長
電気硝子工業会会長
天然ガス鉱業会会長
トラクター懇話会会長
奈良県毛皮革協同組合連合会理事長
ニッケル協会東京事務所所長
日本圧力計温度計工業会会長
一般社団法人日本医薬品添加剤協会会長
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合理事長
日本ＡＢＳ樹脂工業会会長
一般社団法人日本オートケミカル工業会理事長
日本界面活性剤工業会会長
日本ガスメーター工業会会長
日本ガソリン計量機工業会会長
日本家庭用殺虫剤工業会会長
日本家庭用洗浄剤工業会会長
日本硝子計量器工業協同組合理事長
日本ガラスびん協会会長
日本革類卸売事業協同組合理事長
一般社団法人日本機械工具工業会会長
日本機械鋸・刃物工業会理事長
日本靴工業会理事長
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会会長
日本建築仕上学会会長
日本建築仕上材工業会会長
日本顕微鏡工業会会長
日本高圧ガス容器バルブ工業会会長
日本光学測定機工業会会長
日本工業塗装協同組合連合会会長
日本工作機械販売協会会長
日本合板工業組合連合会会長
日本香料工業会会長
日本ゴム履物協会会長
日本産業洗浄協議会会長
日本試験機工業会会長
日本室内装飾事業協同組合連合会理事長
日本自動車輸入組合理事長
日本自動販売機保安整備協会会長
日本酒造組合中央会会長
一般社団法人日本真空工業会会長
日本吹出口工業会会長

日本スチレン工業会会長
日本製缶協会会長
日本精密機械工業会会長
日本精密測定機器工業会会長
日本石鹸洗剤工業組合理事長
日本接着剤工業会会長
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合理事長
日本繊維板工業会会長
日本暖房機器工業会会長
日本チエーン工業会理事長
日本チェーンストア協会会長
日本陶磁器工業協同組合連合会理事長
日本内航海運組合総連合会会長
日本内燃機関連合会会長
日本難燃剤協会会長
日本パーマネントウェーブ液工業組合理事長
日本バーミキュライト工業会会長
日本歯磨工業会会長
日本ビニル工業会会長
日本フォーム印刷工業連合会会長
日本フォームスチレン工業組合理事長
一般社団法人日本弗素樹脂工業会会長
日本部品供給装置工業会会長
日本プラスチック機械工業会会長
日本フルオロカーボン協会会長
日本ヘアカラー工業会会長
日本ＰＥＴフィルム工業会会長
日本ボイラー・圧力容器工業組合理事長
日本防疫殺虫剤協会会長
日本ポリオレフィンフィルム工業組合理事長
一般社団法人日本メンテナンス工業会会長
日本木材防腐工業組合理事長
日本有機過酸化物工業会会長
日本輸入化粧品協会理事長
一般社団法人日本窯業外装材協会会長
日本溶剤リサイクル工業会会長
日本羊毛産業協会会長
日本浴用剤工業会会長
農薬工業会会長
発泡スチロール協会会長
光触媒工業会会長

一般社団法人米国医療機器・ＩＶＤ工業会会長
ポリカーボネート樹脂技術研究会会長
モノレール工業協会会長
一般社団法人日本食品添加物協会会長
カーボンブラック協会会長
一般社団法人産業環境管理協会会長

沖労発基0629第１号
令和５年６月29日

別記の団体の長　殿

沖縄労働局長
（公印省略）

令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり標記発生状況の確定値を取りまとめ、併せて「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要領を改正しております。

貴団体におかれましては、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において周知されますよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、沖縄労働局においては、令和５年４月７日にプレスリリースした速報値に変わりがありませんので、ご参考まで添付いたします。

〇別添１　　令和５年５月29日付け基安発0529第１号「令和４年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について」
〇別添２　　令和５年４月７日沖縄労働局発表「職場での熱中症対策を徹底しましょう！」

◎ポータルサイト「職場における熱中症予防情報」
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

（担当）沖縄労働局　労働基準部　健康安全課
労働衛生専門官　大村
電話０９８－８６８－４４０２

別記

一般社団法人沖縄県労働基準協会
建設業労働災害防止協会　沖縄県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会　沖縄総支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会　沖縄県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会　沖縄県支部
一般社団法人日本クレーン協会　沖縄県支部
一般社団法人日本クレーン協会　沖縄検査事務所
一般社団法人日本ボイラ協会　沖縄支部
一般社団法人日本ボイラ協会　沖縄検査事務所
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会　沖縄支部
一般社団法人沖縄県警備業協会

厚生労働省
沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

UCHINA うちなー健康経営宣言

Safe work OKINAWA

Press Release

沖 縄 労 働 局 発 表
令和５年４月７日（金）

担当	沖縄労働局労働基準部 健康安全課 課　　長　梅澤　栄 地方労働衛生専門官　大村 達治 電話:098（868）4402

職場での熱中症対策を徹底しましょう！

～４月は「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」準備月間です～

沖縄労働局（局長　西川 昌登）は、**令和５年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」**の準備月間を前に、関係団体に対し熱中症対策の周知等の依頼をしました。

１　熱中症による労働災害の発生状況等

(1)　令和４年の発生状況（令和５年３月２０日時点速報値）

死亡者は０人。休業４日以上の被災者は、前年（16 人）より５人少ない 11 人だった。（別添１参照）

内訳をみると、業種では製造業（水道業、クリーニング業を含む）が最多の５人となっており、全体の 45.5%を占めた。（別添２、別添３（図１）参照）

(2)　県内における過去 10 年間（平成 25 年から令和４年）の熱中症による休業４日以上の労働災害の発生状況について

① 建設業が全体の 30.0%を占めた。（別添３(図１)参照）
② 発生時期は６～８月の３か月間で全体の 79.6%を占めた。（同(図２)参照）
③ 時間帯では 15 時台の 17.2%、次いで 17 時台の 14.0%に多く発生した。（同(図３)参照）

２　沖縄労働局の取り組み

令和５年も４月を準備月間として、５月から９月までの期間で「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施します。４月の準備期間中に「暑さ指数（WBGT）※の把握の準備」などに取り組んでいただくため、沖縄労働局で

は、関係団体等を通じてキャンペーンの周知を呼びかけるとともに、各事業場における熱中症対策の徹底を指導する。

※ 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

＜主な予防対策＞(別添３参照)

① 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること

② 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと

③ 衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること。

＜添付資料＞

別添１　熱中症による労働災害発生状況の推移（平成 25 年～令和４年）

別添２　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生事例（令和４年、休業４日以上）

別添３　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 25 年以降、休業４日以上）

別添４　「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」（リーフレット）

~~別添５　関係団体あて文書『令和５年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について』~~

(参考：関連情報)

・厚生労働省「令和５年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」を実施します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31485.html

・ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

熱中症による労働災害発生状況の推移（平成25年～令和4年）

令和4年は令和5年3月20日時点速報値

※労働者死傷病報告により集計したもの。

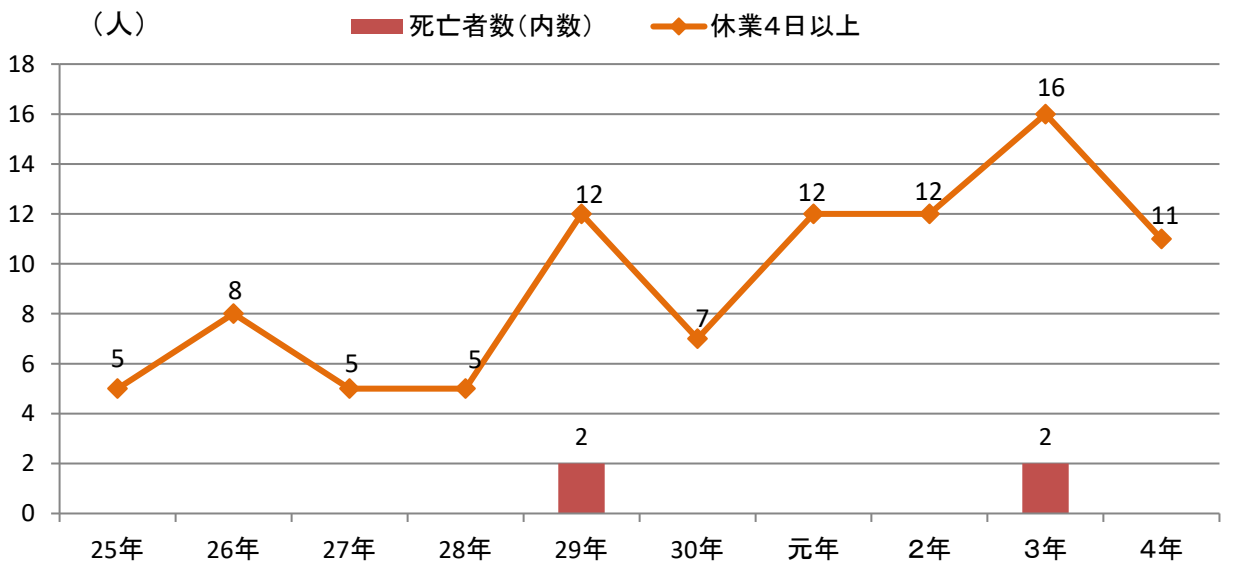

別添2

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生事例（令和4年、休業4日以上）

（令和5年3月20日時点速報値）

番号	所轄署	災害発生日	業種	年齢	性別	被災程度	災害発生状況
1	那覇（南部）	令和4年5月下旬	水道業（製造業）	40代	男	1ヶ月	組立作業を複数人で行っていたところ、午前10時頃体調不良になった。午後まで休憩したが再度ふらつきがあった。
2	名護（北部）	令和4年6月下旬	港湾荷役業	40代	男	４日	屋外（32度を超える気温）のヤードで玉掛作業を行っていたところ、急に吐き気とけいれんで動けなくなった。
3	那覇（南部）	令和4年6月下旬	運送業	20代	男	17日	トラックの荷卸作業で日差しを浴びながら階段を上り下りしたところ、足に力が入らなくなり倒れた。
4	沖縄（中部）	令和4年7月初旬	クリーニング業（製造業）	60代	女	９日	16時頃、工場内で体調不良となり、めまい、嘔吐し、救急要請。
5	名護（北部）	令和4年7月中旬	食料品製造業	50代	女	４日	製造現場で14時頃に作業、約30分後に気分が悪くなり、次第に手足のけいれん、過呼吸の症状が出たため救急要請。
6	沖縄（中部）	令和4年7月下旬	旅館業	70代	女	７日	洗い場で洗浄中、暑さで気分が悪くなり気を失った。
7	沖縄（中部）	令和4年8月中旬	クリーニング業（製造業）	60代	男	７日	12時半頃、工場内で気分が悪くけいれんを起こし倒れた。その後も歩行困難が続いたため救急要請。
8	那覇（南部）	令和4年8月下旬	産業廃棄物処理業	60代	男	５日	屋内作業所で作業中、体調が悪くなった。
9	名護（北部）	令和4年10月初旬	食料品製造業	60代	女	５日	8時30分頃から清掃・草刈り作業始めるが、11時頃、気分が悪くなり、もうろうとしたため救急要請。
10	沖縄（中部）	令和4年10月中旬	社会福祉施設	40代	男	45日	ビニールハウス内（気温34～36度）で、ネットを上にあげる作業をしていた。
11	那覇（南部）	令和4年10月下旬	運送業	40代	男	１０日	22時から作業を行ない、23時頃気分が悪くなり車内で休んでいたが、体調が悪化したため救急要請。

※　労働者死傷病報告により作成したもの。

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成25年以降、休業4日以上）

令和4年は令和5年3月20日時点速報値

※図1～3の何れも労働者死傷病報告により集計したもの。

図1　業種別発生状況（平成25年～令和4年）

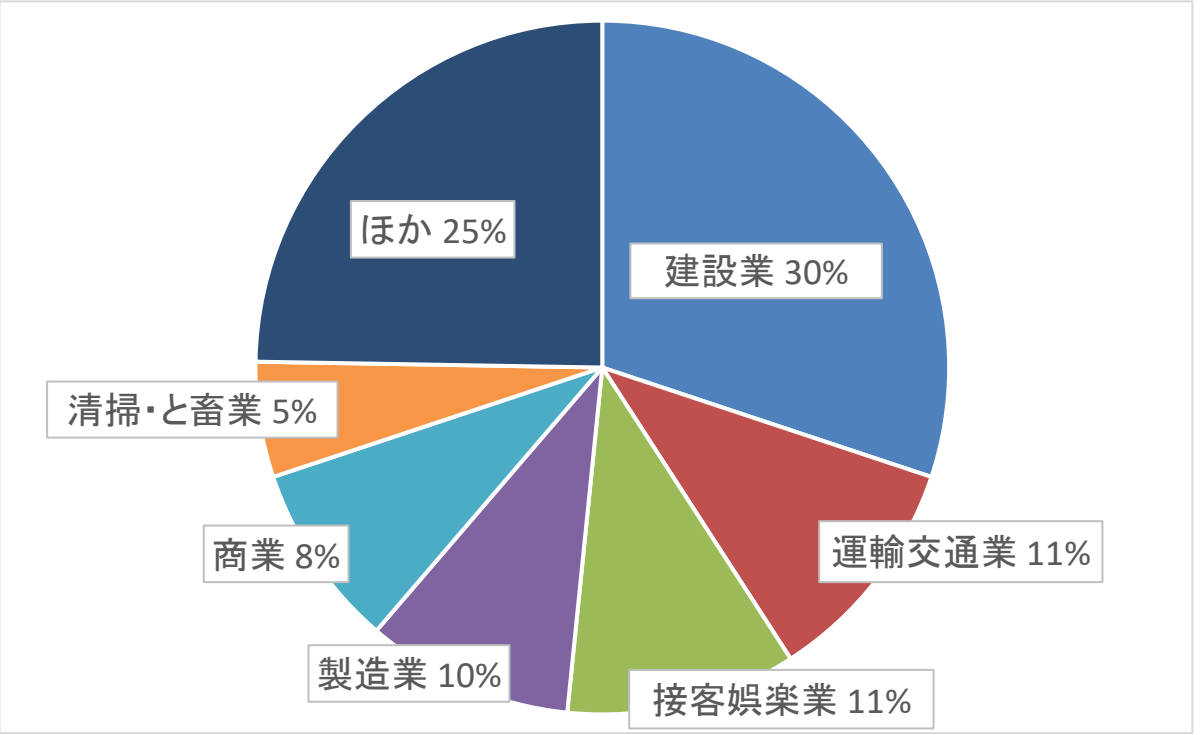

	建設業	運輸交通業	接客娯楽業	製造業	商業	清掃・と畜業	ほか	全体
計(人)	28(3)	10	10	9	8	5	23(1)	
うち令和4年度	0	2	1	5	0	1	2	11
令和4年度割合	0	18.2	9.1	45.5	0	9.1	18.2	100

※「ほか」の業種は、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業、教育・研究業、保健衛生業、その他の事業が含まれる。
※(　)内は死亡者数であり、その業種の内数である。「ほか」の内数は「その他の事業（警備業）」である。
※「令和4年度割合」は小数点第2位を四捨五入している。

図2　月別発生状況（平成25年～令和4年）

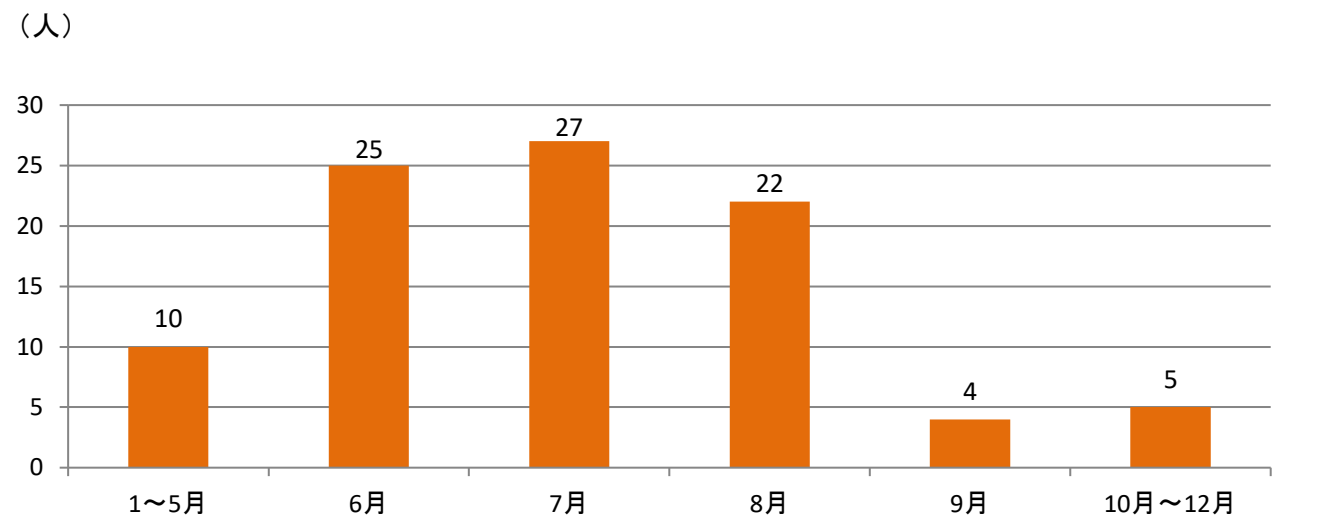

図3 時間帯別発生状況（平成25年～令和4年）

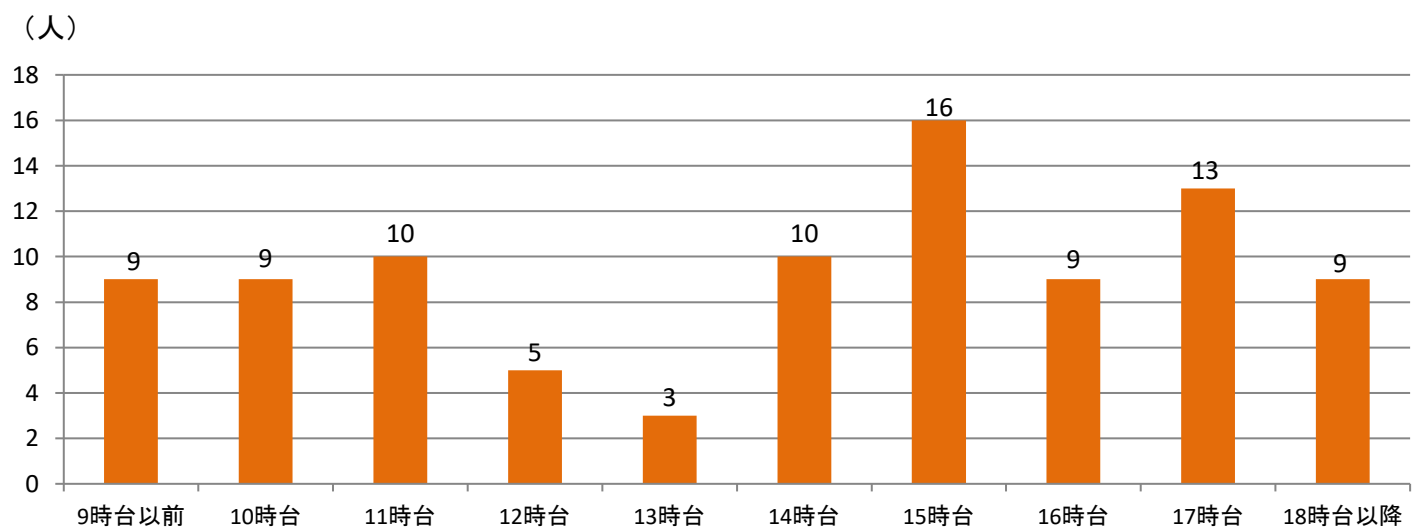

別添4

STOP！熱中症
クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年**約20人が亡くなり**、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。

労働災害防止キャラクター
チューイ カン吉

準備	キャンペーン期間				
4月	5月	6月	7月	8月	9月
			重点取組		

キャンペーン
実施要項

準備期間（４月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

□	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
□	**暑さ指数の把握の準備**	**JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検**
□	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
□	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
□	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
□	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
□	**緊急時の対応の事前確認**	**緊急時の対応を確認し、労働者に周知**
□	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 **【協賛】**公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 **【後援】**関係省庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R５.２）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

□ **JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握**

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□	服装	準備期間に検討した服装を着用
□	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□	**異常時の措置**	**少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置** **※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減** **※一人きりにしない**

重点取組期間（7月）にすべきこと

- □ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- □ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- □ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- □ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- □ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- □ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**